岡山大学の正課外活動における熱中症予防に関する基本方針について

教育担当理事裁定制定平成30年8月2日

## (目的)

この基本方針は、岡山大学の正課外活動における熱中症予防に関し、活動中の学生の心身の安全を確保するために、大学の方針として活動中断等の措置を講ずることを定めるものとする。

## (対象)

岡山大学学部共通規程取扱第三項により認められた全ての学内団体(以下「団体」 という。)を対象とする。

## (基本方針)

- 1. 本学学生総合支援センター スポーツ支援室が本学HP上で提供する学内での暑さ指数(WBGT:熱中症の危険度を判断する数値、以下「WBGT」という。)が31度を越える、あるいは気温が35度を越える場合、安全な正課外活動が担保できない状況にあるため、速やかに活動を中断するものとする。
- 2. なお、WBGTが31度、あるいは気温が35度を下回った際には、活動を再開することが出来るものとする。
- 3. WBGTが31度を越える、あるいは気温が35度を越える状態で、活動を続けている団体に対しては、教職員より中断の指示を行うことが出来るものとし、指示に従わない団体に対しては、一定期間課外活動施設の利用を制限することが出来るものとする。
- 4. 学外における正課外活動にあたっては、本方針を準拠するものとする。ただし、 大会等における活動中断等の判断は、主催者に委ねることができるものとする。

## (附則)

この基本方針は、平成30年8月8日から適用する。

参考:津島・鹿田キャンパス WBGT (屋外・屋内)

https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/shien/sports/